

埼玉県重症心身障害児（者）入所施設貸おむつ利用事業補助金交付要綱

（趣旨）

- 第1条 県は、社会福祉法人が設置する医療型障害児入所施設及び療養介護事業所（入所させる児童（者）の主な障害の種別は、重症心身障害児（者）に限る。以下「施設」という。）が行う貸おむつ利用事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業）

- 第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、施設が埼玉県重症心身障害児（者）入所施設貸おむつ利用事業実施要領（平成12年10月25日決裁）に基づいて実施する貸おむつ利用事業とする。

（補助額）

- 第3条 前条の経費に対する補助額は、貸おむつ1枚当たりの経費の金額（ただし、11円50銭以内。）から4円を差し引いた金額に1月間に施設が利用したおむつの枚数を乗じて得た金額の6分の1に相当する額とする。ただし、1月間に施設が利用したおむつの枚数が、36枚に入所者でおむつを必要とするものの数及び1月間の日数を乗じて得た枚数（以下「基準枚数」という。）を超えるときは、その基準枚数を当該施設が利用したおむつの枚数として計算するものとする。

（申請の様式等）

- 第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、申請書の提出期限は毎年別途定める期日とする。
- 2 規則第4条第1項第3号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（添付書類）

- 第5条 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項を記載した書類は、様式第2号のとおりとする。
- 2 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（変更申請手続き）

- 第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合は様式第3号により変更交付申請書を提出しなければならない。

（交付決定通知書の様式）

- 第7条 規則第7条の交付決定通知書及び変更交付決定通知書の様式は、それぞれ様式第4号及び様式第5号のとおりとする。

(補助金交付の方法)

第8条 補助金交付の方法は、概算払いとする。

(状況報告)

第9条 施設は、知事の要求があったときは補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第10条 規則第13条の報告書は様式第6号によるものとする。同報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に要する経費の施設に対する請求明細書の写し
- (2) 補助事業の実施に要する経費の施設に対する領収書の写し

(報告書の提出時期)

第11条 規則第13条の報告書の提出時期は事業完了後20日以内とする。

(交付確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の交付確定通知書の様式第7号のとおりとする。

(書類の整備等)

第13条 施設は、補助事業等に係る収入及び支出等を明かにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は平成12年10月25日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成20年6月26日から施行する。ただし、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成24年8月21日から施行する。ただし、平成24年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

埼玉県重症心身障害児（者）入所施設貸おむつ利用事業
補助金交付申請書

令和 第 年 月 日
 第 号

（宛先）

埼玉県知事

法人名
代表者

下記により令和 年度埼玉県重症心身障害児（者）入所施設貸おむつ利用事業の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金の交付申請額 金 円
- 2 事業計画書（様式第2号のとおり）
- 3 申請額算出内訳書（別紙1のとおり）

別紙 1

申請額算出内訳書

施設名 _____

補助事業費の品目	おむつ必要者 延べ見込数(人)	補助事業対象 おむつ利用枚数	施設の実支出予定額	県補助基準額(G)
埼玉県重症心身障害児 (者)入所施設貸おむつ 利用事業				

- (注)
- 1 F欄には、様式第2号の事業計画書を参考に、F欄の枚数を転記すること。
 - 2 G欄には、F欄の枚数に貸おむつ1枚当たりの経費の金額から4円を差し引いた額を乗じて得た金額に6分の1を乗じて得た金額を記入すること。(10円未満切り捨て)
 - 3 上記2の「貸おむつ1枚当たりの経費の金額から4円を差し引いた額」は7円50銭以内とする。

様式第2号（第5条関係）

事業計画書

施設名 _____

月	初日現在入所者見込数（人）	おむつ必要者見込数（人） （A）	ドビー織のおむつ（B）	さらし木綿のおむつ（C）	利用見込枚数（D） $(D) = 2 \times (B) + (C)$	基準枚数（E） $(A) \times 1\text{ヶ月の日数} \times 36\text{枚}$	補助事業対象利用数数（F） （D）と（E）を比較して少ない枚数
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
1							
2							
3							

（注）「さらし木綿のおむつ」は次に掲げるものとする。

ア 材質がさらし木綿でおおむね幅35センチメートル、長さ120センチメートルのもので2枚重ねのもの。

イ 材質がさらし木綿でおおむね幅35センチメートル、長さ90センチメートルのもので2枚重ねのもの。

「ドビー織のおむつ」は次に掲げるものとする。

ア 材質がドビー織でおおむね幅35センチメートル、長さ120センチメートルのもので2枚重ねのもの。

様式第3号（第6条関係）

埼玉県重症心身障害児（者）入所施設貸おむつ利用事業
補助金変更交付申請書

令和 年 月 日
第 号

（宛先）

埼玉県知事

法人名
代表者

下記により令和 年度埼玉県重症心身障害児（者）入所施設貸おむつ利用事業補助金
については、令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたところ
ですがその後の事情により、交付額を下記のとおり変更されたく申請します。

記

- | | | | |
|---|-----------------------|---|---|
| 1 | 変更後交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引過不足額（変更後交付申請額－既交付額） | 金 | 円 |
| 4 | 変更申請額算出内訳書（別紙1） | | |
| 5 | 事業計画書（様式第2号） | | |

別紙 1

変 更 申 請 額 算 出 内 訳 書

施設名 _____

補助事業費の品目	おむつ必要者 延べ見込数 (人)	補助事業対象 おむつ利用枚数 (F)	施設の実支出予 定額	補助基準額 (G)	既交付額 (H)	差引過不足額 (I)=(G)-(H)
埼玉県重症心身障害 児(者)入所施設貸 おむつ利用事業						

- (注) 1 F欄には、様式第2号の事業計画書を参考に、F欄の枚数を転記すること。
- 2 G欄には、F欄の枚数に貸おむつ1枚当たりの経費の金額から4円を差し引いた額を乗じて得た金額に6分の1を乗じて得た金額を記入すること。(10円未満切り捨て)
- 3 上記2の「貸おむつ1枚当たりの経費の金額から4円を差し引いた額」は7円50銭以内とする。

様式第4号（第7条関係）

埼玉県重症心身障害児（者）入所施設貸おむつ利用事業
補助金交付決定通知書

令和 年 月 日
第 号

法人名
代表者 様

埼玉県知事 印

令和 年 月 日付け第 号で申請のあったことについては、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法 概算払
- 3 条件
(1) この補助金は、この要綱に定める目的以外に使用しないこと。
(2) 補助事業の内容を変更し、または補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、知事の承認を受けること。
(3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

様式第5号（第7条関係）

埼玉県重症心身障害児（者）入所施設貸おむつ利用事業
補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日
第 号

法人名
代表者 様

埼玉県知事 印

令和 年 月 日付け第 号で交付決定した令和 年度埼玉県重症心身障害児（者）入所施設貸おむつ利用事業補助金について、令和 年 月 日付け第 号の変更交付申請に基づき、交付決定の内容を下記のとおり変更することに決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|-----|---|
| 1 | 変更後の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引過不足額 | 金 | 円 |
| 4 | 支払方法 | 概算払 | |
| 5 | 条 | 件 | |

- （1）この補助金は、この要綱に定める目的以外に使用しないこと。
- （2）補助事業の内容を変更し、または補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、知事の承認を受けること。
- （3）補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

様式第6号（第10条関係）

埼玉県重症心身障害児（者）入所施設貸おむつ利用事業
実績報告書

令和 年 月 日
第 号

（宛先）

埼玉県知事

法人名
代表者

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた埼玉県重症心身障害児（者）入所施設貸おむつ利用事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 既交付決定額 金 円
- 3 差引不足額（要返納額）金 円
- 4 補助事業の実施期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業実施報告書（別紙1のとおり）
- 6 補助金精算額内訳書（別紙2のとおり）
- 7 添付書類請求書の写し及び領収書の写し

別紙1

事業実施報告書

施設名 _____

月	初日現在入所者数(人)	おむつ必要者数(人)(A)	ドビー織おむつ(B)	さらし木綿おむつ(C)	利用見込枚数(D) (D)=2×(B)+ (C)	基準枚数(E) (A)×1ヶ月の 日数×36枚	補助事業対象利用数数(F) (D)と(E)を比較して少ない枚数
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
1							
2							
3							

(注) 「さらし木綿のおむつ」は次に掲げるものとする。

ア 材質がさらし木綿でおおむね幅35センチメートル、長さ120センチメートルのもので2枚重ねのもの。

イ 材質がさらし木綿でおおむね幅35センチメートル、長さ90センチメートルのもので2枚重ねのもの。

[ドビー織のおむつ]は次に掲げるものとする。

ア 材質がドビー織でおおむね幅35センチメートル、長さ120センチメートルのもので2枚重ねのもの。

別紙2

補助金精算額内訳書

施設名 _____

補助事業費の品目	補助事業対象 おむつ利用枚数 (A)	施設の対象経費 実支出額(B)	県費補助金 所用額(C)	交付決定 額 (D)	既受入済額 (E)	差引過不足額 (F)=(C)-(E)
埼玉県重症心身障 害児(者)入所施 設貸おむつ利用事 業						

様式7号（第12条関係）

埼玉県重症心身障害児（者）入所施設貸おむつ利用事業
補助金交付確定通知書

令和 年 月 日
第 号

法人名
代表者 様

埼玉県知事 印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した令和 年度埼玉県重症心身障害児（者）入所施設貸おむつ利用事業補助金については、令和 年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告書に基づき、交付額を下記のとおり確定する。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |